各県立学校長 様

三重県教育委員会事務局 学校防災推進監 学校経理·施設課長

学校におけるブロック塀等の安全点検と通学路の安全確認について(依頼)

6月18日の大阪府北部を震源とする地震により、小学校のプールのブロック塀が倒壊した事故を受け、文部科学省から、別紙1のとおり学校におけるブロック塀等の安全点検と通学路の安全確認についての通知がありました。つきましては、通知の趣旨をご理解いただいた上で、下記のとおり対応いただきますようお願いします。

記

1 学校におけるブロック塀等の安全点検について

学校施設については、平成27年10月30日付け文部科学省通知「学校施設の維持管理の徹底について」に基づき、維持管理を行うこととされており、引き続き適切な対応をお願いします。

今回の調査は、ブロック塀等(組積造の塀と補強コンクリートブロック造の塀)について、平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている判定基準に基づき、(1)ブロック塀等の耐震対策の状況に係る調査、(2)劣化・損傷の状況に係る調査を行うものです。判定基準の何れかに該当するブロック塀等は、速やかに注意喚起や適切な補修・改修を行うなど、必要な安全対策を講じるようお願いします。

(1) ブロック塀等の耐震対策の状況に係る調査

平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている判定基準は、建築基準法施行令に規定されているものであり、その内容は別紙2のとおりです。

これに照らして、所管する学校に設置されているブロック塀等の耐震対策の状況について、別紙2に基づき点検を実施し、別紙3調査表により所管する学校分をとりまとめの上、平成30年6月22日(金)までに下記担当(学校経理・施設課)あてにご回答いただきますようお願いします。

【点検の実施方法】

- ① 各学校でブロック塀等の有無を確認してください。
- ② ブロック塀等がある場合には高さを測定し、1.2m超であれば「補強コンクリートブロック造の塀」の欄、高さ1.2m以下であれば「組積造の塀」の欄により記入してください。
- ③ 別紙2に基づき、ブロック塀等の「壁の厚さ」と「控壁」が基準を満たしてい

るかを確認し、基準を満たしている場合は「○」を調査表に記載してください。 基準を満たしていない場合は、その内容も記載してください。

④ 「基礎」と「鉄筋」は設計図書(図面等)で確認し、設計図書等が保管されておらず確認できない場合は、その旨を調査表に記載してください。

(2) 劣化・損傷の状況に係る調査

目視、下げ振り等により、ブロック塀等に著しいひび割れや破損、傾斜が生じていないかを確認し、別紙3調査表に記載してください。

2 通学路の安全確認について

文部科学省からの通知では、各学校においては、「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(平成24年3月文部科学省)において「地震による揺れを感じたら、周囲の状況を十分に確認して「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる。ブロック塀や屋根瓦、自動販売機、ガラス、外壁、電線等の落下物や転倒物、液状化や隆起するマンホールなどにも注意が必要。」とされていることを踏まえ、改めて通学路を確認し、地震が起きた際に児童生徒等が自分自身の判断で身を守ったり迅速に避難できるよう、指導の徹底することとされています。

つきましては、「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」を参考に、 以下により通学路の安全確認等を実施していただきますようお願いします。

- ① 通学路に地震発生時に倒壊や落下のおそれがある塀や壁、建物等がないか点検を行うことを確認する。
- ② 通学路の点検結果について、児童生徒等や家庭、自治会、学校安全のボランティア 団体等と共有を行う。
- ③ 地震が起きた際に児童生徒等が自分自身の判断で身を守り迅速に避難できるよう、 指導を徹底する。

事務担当:

教育総務課 学校防災・危機管理班 森田 電話 0 5 9 - 2 2 4 - 3 3 0 1 FAX 0 5 9 - 2 2 4 - 2 3 1 9 Email: mekiki@pref.mie.jp

学校経理・施設課 県立学校経理・施設班 長谷川、磯和 電話 0 5 9 - 2 2 4 - 2 9 5 5 FAX 0 5 9 - 2 2 4 - 2 3 1 9 Email: keirishi@pref.mie.jp